

北海道立学校職員の過重労働による健康障害防止対策取扱要領

(平成21年4月14日道立学校総括安全衛生責任者決定)

(平成31年3月25日一部改正)

(令和元年5月31日一部改正)

(令和4年3月30日一部改正)

第1 趣 旨

近年の医学的知見から、脳、心臓疾患の発症が長時間労働と深い関わりを持つとされ、労働時間が長くなるほど発症のリスクが高まると判断されている。

こうしたことから、長時間の業務により健康への悪影響が懸念される職員及び職場における健康管理対策に対応するため、過重労働による健康障害の防止に当たっては、北海道立学校職員安全衛生管理規程（以下「安全衛生管理規程」という。）に定めるもののほか、この要領により取り扱うものとする。

第2 対象職員

- (1) 正規の勤務時間を超えて業務に従事した時間（以下「従事時間」という。）が直近1月で45時間（週休日の振替又は半日勤務時間の割振変更をした時間を除く。）を超えた職員
- (2) 直近の2か月間から6か月間までのいずれかの1月当たりの平均の従事時間のいずれかが80時間を超えた（過去の2か月間、3か月間、4か月間、5か月間、6か月間のいずれかの平均の従事時間が80時間を超える場合をいう。）職員

第3 産業医等への報告

校長は、第2に定める対象職員について、安全衛生管理規程別記第3号様式により、翌月10日までに産業医又は健康管理医（以下「産業医等」という。）に報告するとともに、その写しを教育庁教職員局福利課長（以下「福利課長」という。）に提出するものとする。

第4 面接指導対象職員

安全衛生管理規程第21条第3項により産業医等が行う面接指導の対象職員の範囲は次のとおりとする。ただし、(1)又は(3)に該当する職員で、1か月以内に面接指導を受けた職員その他これに類する職員であって、面接指導を受ける必要がないと医師が認めた者は除く。

- (1) 直近1月の従事時間が80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者、又は、健康上の不安を有している者で、面接指導を申し出た職員
- (2) 直近1月の従事時間が100時間以上の職員
- (3) 直近の2か月間から6か月間までのいずれかの1月当たりの平均の従事時間のいずれかが80時間を超えた（過去の2か月間、3か月間、4か月間、5か月間、6か月間のいずれかの平均の従事時間が80時間を超える場合をいう。）職員
- (4) 前3号によるほか、校長及び産業医等が必要と認めた職員

第5 従事時間の把握方法等

1 教育職員（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号）第2条第2項の教育職員をいう。以下同じ。）の従事時間は、出退勤管理システムの記録等を活用して計測した、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条の指針に規定する1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1か月の合計時間（以下「1か月時間外在校等時間」という。）とする。

なお、自宅等に持ち帰って業務を行った時間は在校等時間には含まれないが、過重労働対策が職員の健康管理を目的とするものであることから、本要領においては従事時間を含むものとする。

- 2 教育職員の従事時間は、別に定める方法により把握するものとする。
- 3 教育職員以外の職員の従事時間は、出退勤管理システムの記録によるほか、当該職員に係る時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿に基づき把握するものとする。
- 4 校長は、前3項に掲げる方法により難い特別の事情があると認めるときは、校長自らの判断による記録方法により従事時間の把握をすることができる。
- 5 校長は、従事時間を把握したときは、第4（1）に定める申出の対象となる職員、（2）及び（3）に該当する職員に対し、速やかに、当該職員にかかる従事時間に関する情報を通知しなければならない。

第6 面接指導の申出等

- 1 校長は、第4（1）に定める申出の対象となる職員の申出の有無について当該職員から確認するものとする。
- 2 面接指導対象職員は、産業医等以外の医師による面接指導を希望する場合は、その旨を校長に申し出て、自ら他の医師による面接指導を受けるものとする。
- 3 第1項によるほか、校長及び産業医等が必要であると認める場合は、当該職員に対して第1項の申出を行うよう勧奨することができるものとする。

第7 面接指導の準備

- 1 面接指導対象職員は、次に掲げるものを校長を通じて産業医等に提出する。
 - ア 自己診断カード（別紙様式1）
 - イ 労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト（別紙様式2）
 - ウ その他、健康診断結果など参考となる資料
- 2 校長は、産業医等と面接指導の実施日や場所等を調整のうえ決定するものとする。

第8 面接指導の実施

- 1 校長は産業医等と連携を図りながら職員の健康障害防止に努めるものとする。なお、健康管理医を置く学校においては北海道立学校健康管理医設置要綱における健康相談として、面接指導を実施するものとする。
- 2 面接指導を受ける職員の服務上の取扱いは公務とする。
なお、第6の第2項により他の医師の面接指導を受ける場合を除く。
- 3 面接指導の実施場所は、原則として所属所内とする。なお、面接指導は情報通信機器を用いて行うことができるものとする。
- 4 産業医等は面接指導を行う職員に対して、職員の勤務状況、疲労の蓄積の状況、心身の状況について確認を行うものとする。

第9 面接指導の結果

- 1 校長は、面接指導時における産業医等の指導助言事項等について、面接指導結果票（別紙様式3）により報告を受けるとともに、その写しを福利課長に提出するものとする。また、第6の第3項により、職員自ら他の医師による面接指導を受けた場合についても同様とする。
- 2 校長は面接指導受診者の健康を保持するために必要な措置について、産業医等の意見を聴かなければならないものとする。
- 3 校長は面接指導結果の記録を5年間保存するものとする。

第10 面接指導結果による改善

校長は産業医等及び他の医師の指導助言に基づき、必要があると認める場合は、当該職員のおかれている執務環境の状況などを把握し、その改善に努めるなど、健康管理の向上に努めなければならないものとする。

第11 プライバシーの保護

この要領による事務に従事した者は、職員のプライバシーの保護の観点から関係法令に基づいて適切に取扱うものとする。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、令和4年4月1日から施行する。